

四国中央市地域公共交通会議要綱

平成 19 年 10 月 1 日

告示 157 号

）（設置））

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国自旅第 240 号ほか。以下「国要綱」という。）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、四国中央市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。）

（協議事項））

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。）

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 国要綱の規定に基づく計画に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（構成員））

第 3 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。）

- (1) 四国中央市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 市民の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 愛媛運輸支局長が指名する者
- (8) 道路管理者が指名する者
- (9) 愛媛県知事が指名する者
- (10) 四国中央市警察署長が指名する者
- (11) 市長が指名する者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（任期））

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

2) 委員は、再任されることができる。）

（謝礼））

第 5 条 市長は、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。ただし、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する者は、支給しない。）

（会長及び副会長））

第 6 条 交通会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。）

2) 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。）

3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。)

(会議)

第7条) 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。)

2) 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。)

3) 交通会議の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。)

4) 交通会議は原則として公開とする。)

5) 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは又は意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。)

(協議結果の取扱)

第8条) 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。)

(庶務)

第9条) 交通会議の庶務は、交通会議を所管する課において処理する。)

(その他)

第10条) この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。)

附) 則

(施行期日)

1) この告示は、告示の日から施行する。)

(経過措置)

2) 第4条の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に選任された委員の任期は、平成20年3月31日までとする。)

(招集の特例)

3) 第7条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に開かれる交通会議は、市長が招集する。)

附) 則 (平成24年3月29日告示第54号)

) (施行期日)

1) この告示は、平成24年4月1日から施行する。)

) (任期の特例)

2) この告示による改正後の第3条第9号に規定する者が同条の規定により四国中央市地域公共交通会議の委員に選任された場合の当該委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成24年8月19日までとする。)

))))